

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

①第三者評価機関名

株式会社 EM アップ

②施設・事業所情報

名称：幼保連携型認定こども園 あかつきの森こども園		種別：幼保連携型認定こども園	
代表者氏名： 西川 哲平		定員（利用人数）： 105 名	
所在地：〒674-0074 兵庫県明石市魚住町清水 2143 番地の1			
TEL 078-944-3100		ホームページ： https://sinyukai.com/akatsuki/	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：2021年7月1日			
経営法人・設置主体（法人名）：社会福祉法人 森友会			
職員数	常勤職員： 21 名	非常勤職員： 7 名	
専門職員	(専門職の名称) 名	(専門職の名称) 名	
	保育教諭 18名	保育教諭 4名 看護師 1名 栄養士 1名	
施設・設備の概要	(居室数)		
	(設備等) 0, 1歳児室、2歳以上児室、遊戯室、園庭、子育て支援室、調乳室、調理室、トイレ（2）多目的トイレ（1）、事務室兼医務室、相談室、更衣室、エレベーター		

③理念・基本方針

<p>【保育理念】 すべての子どもの最善の利益のために</p> <p>【保育方針】 ○子ども主体の保育 ○誉める保育 ○異年齢保育</p> <p>【保育目標】 ①心身の調和的発達を促す ②基本的な生活習慣の育成を進める ③集団への参加と自主協調の態度を養う ④正しい言語生活や自然・社会現象に対する興味関心を育てる ⑤子どもらしい表現によって生きる力の基礎を培う</p>

④施設・事業所の特徴的な取組

- ❖ 「大勢の友だちと学び、大人に見守られて育つ」環境があります
- ❖ 「やりたいことがある、できる」方が良いという保育方針で行っています
- ❖ 「積極的に表現する力と協力する力」が育つ為の環境を整えています
- ❖ 「食事を楽しむことが好き嫌いをなくす一番の近道」と考えています
- ❖ 「子どもには怪我をする権利」があると考えています
- ❖ 「大事な存在だということを実感してもらおう」ための保育を行っています
- ❖ 「職員が主体的にまた、チームで協力的に働ける環境」を作っています

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 10月 25日 (契約日) ~ 令和 6年 3月 18日 (評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	0回 (令和 年度)

⑥総評

あかつきの森こども園は、社会福祉法人森友会を運営主体に2021年に設立された幼保連携型認定こども園です。法人は、東京・大分・福岡・愛知に保育園やこども園を大きく展開し、保育理念『子どもの最善の利益のため』を基に各施設の運営がなされています。あかつきの森こども園は、兵庫県明石市にあり南側かつ淡路島の北側でその島が望める場所に位置し、また日本標準時を決める東経135度線が通る市として知られた兵庫県明石市にあり南側かつ淡路島の北側でその島が望める場所に位置しています。

保育の特徴として、全園児は“異年齢保育”が行われ、子どもがやりたい遊びを自ら選び遊び込むことを通じて主体性・集中力・忍耐力を養い、子ども同士でルールを守ることの大切さを身につけていけるような保育が行われています。

園舎は、2階建てのスタイリッシュな外観で内部は、広々とした清潔感溢れる温かい雰囲気となっています。子どもの靴箱と保護者の入り口が分かれた二重扉で安全が管理された構造になっています。保育の様子が映し出された大型液晶画面や、生き物や子どもが作った作品等一つひとつ大切にしていると感じる環境が整えられています。掲示物は見えやすいよう、整えられて新しい情報が掲示されています。1階は、0, 1歳児合同の保育室でロッカー、教具棚は子どもの目線の低い高さに配置され、フロア一面広く使われています。2階は、遊戯室と2歳以上児のワンフロアの保育室で、身支度を整えた後にはすぐに遊べる環境となっています。園庭には、木製遊具、ブランコ、砂場があり、乳児クラスが裸足でも遊べるように芝生が敷かれたコーナーも整備されています。

施設長は、法人の保育理念・方針に基づいた保育方針を保育教諭と共に考え、子どもを尊重した保育を行っています。課題の収集を怠らず常にフードバックし、どのようにしたら子どもの育ちに繋がる保育になるのか、を常に考えています。保育教諭はその方針に賛同し、ゆったりとした気持ちで、子どもの育ちの手本となるよう保育者の“所作”を大切にしています。

◇特に評価の高い点◇

◆理念に基づいた教育・保育の実践が行われています。

法人のホームページやコンセプトブック、園のパンフレットには沿革・法人理念・保育方針・保育内容が明示されています。理念に沿った法人の目指す職員像として「よき保育者になるために」の考え方は、職員に浸透しており、教育・保育活動において保育実践に繋がっています。

◆子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しています。

園内は、自由に行き来できるようになっており、園庭で遊んでいる子ども、乳児クラスのお部屋でお世話をしている子ども、1歳児が2階の以上児クラスと一緒に遊ぶことができる環境を整備しています。室内では、多くの種類の教具（色別のブロック、積み木、パズル、紐通し、子ども将棋、磁石ブロック、ボタン付け、ままごと、英語、数字のカード、制作・絵画コーナー、絵本コーナー）が用意され、自分の好きな遊びを選んで遊べる環境が整えられています。教具や教材等は子どもたちが見たり触れたり、手が届きやすいように工夫されています。一人ひとりの遊びたい・挑戦したい気持ちが大切にされています。

◆各種保育計画の作成、マニュアルの整備が行き届き、書類の整理や管理が適切に行われています。

各種マニュアルの他、保育に関わる保育マニュアルが整備され、職員による支援方法や配慮事項が示され、丁寧な教育・保育を目指しています。

また、安全や衛生管理に関するマニュアルについて国のガイドラインや自治体基準を遵守し、かつ基準の更新に対応したマニュアル作りがなされています。その他に虐待防止や権利擁護等、人権へ配慮した項目についてもマニュアルを基に作成され、周知の徹底に努めています。

◇改善を求められる点◇

◆地域の福祉ニーズを把握し、ニーズに基づく公益的な事業・活動の実施が望まれます。

地域の具体的な福祉ニーズや生活課題等の把握に向けて、地域住民との交流や相談事業等を行いまた、関係機関・団体との連携や民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めることが望まれます。行政や地域との連携等を深め地域のニーズに基づいた事業・活動を計画に明示して取り組むことが望まれます。

◆目標管理に基づく人材育成が望まれます。

自己評価や園長面談で確認した目標達成の進捗状況等を通し、職員の意向も踏まえたうえで決定していますが、今後は職員個々が主体的なキャリア形成を行う為の人事基準の明確化や職員個々の目標管理体制が望まれます。また、研修計画や課題解決に向けた改善計画を作成することが望まれます。

◆異年齢保育の実践の中で、“幼児期までに育て欲しい10の姿”等について配慮した保育がなされることが望まれます。

異年齢保育を特色とした保育が行われる中で、個々の成長・発達が促されるよう配慮されています。異年齢保育を行う中で就学を見据えた保育について、「全体的な計画」に応じた保育の内容を検討することが望まれます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

年度末の大変忙しい時期にもかかわらず、取組の説明から、資料確認及び聞き取り、結果の解説に至るまで大変丁寧に評価をしていただきました。特に、評価をするにあたっての情報の引き出し方が大変巧みで、さらに引き出された情報は細部に至るまでしっかりと評価をしていただいたことで、自園だけでは気づくことのできなかった課題や良い点を抽出することができました。

今回特に課題として抽出されました「地域との交流、地域貢献」についてはかねてから課題認識をもっていたこともあり、令和6年度の最も大きな取組課題として現在検討しております。改めて評価の機会をいただけますと幸いです。

今回、園の評価をしていただいたというよりは、利用者の皆様がより良いサービスを受けられることができるように、そしてまた、働く職員がより良く働き、より質の高い保育を実現できるようにするための園支援をいただいたと感じております。良い機会を賜り改めて感謝申し上げます。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	(a)・b・c
<コメント> 法人運営に関する理念・方針・目標は、ホームページ・重要事項説明書・運営規定・コンセプトブック等に明示しています。社会福祉法人森友会が大切にしている事として“①褒める保育できた!を大切に②異年齢の関わりを大切に③子どもの主体性を尊重する”を教育・保育の3本柱として掲げ、子ども達の自尊感情や自己肯定感が育つ保育を進めています。職員会議・フロア会議等各種会議で職員への説明があり、保護者へは入園説明会・行事やイベント時・園だより等で周知しています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	(a)・b・c
<コメント> 社会福祉の動向は、施設長が法人内の施設長会・経営会議に参加し、保育事業全体の動向や把握・分析に努め、明石市の施設長会や明石市役所からの情報を共有しています。地域の特徴や変化等の経営環境や課題に関して、地域の利用者数・福祉サービスに求められるニーズ等のデータを収集しています。四半期ごとの会計チェックや施設長会での月次報告で、法人担当者の確認を得ています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	(a)・b・c
<コメント> 施設の直近の課題は“関西地区における新規整備計画による異動や人事確保”が挙げられ、保育内容の課題は“発達気になる子への対応・家庭との連携強化・子どもが主体となるイベントの開催方法・職員の深い学びの提供”とし、保育の充実と質の向上に努めています。職員には、施設長から「園長指示・示達事項」や職員会議での説明があり、改善すべき課題について伝えられています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画は、理事長の理念や基本方針の実現に向けた具体的なビジョンを明記しています。10年計画が立てられ、計画には法人経営理念・現状分析・今後の取組み等を記載しています。内容には組織の充実と職員の資質向上・サービスの充実・地域子育てサービスの展開・設備の整備・財務労務管理となっており、数値目標が明確に記載しています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度事業計画における具体的なテーマとして①「幼保連携型認定こども園教育保育要領」に基づき、子どもの主体性を育む保育を実践する②園の経営組織ガバナンスの強化・事業運営の透明性健全性の向上及び財務規律の強化による保育所運営を行う③園児確保(特に1号認定枠)を図る④昨年度までの園経営状況から収支分析を精査し、適切な経営を図る、と定めています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の策定、見直しは、各会議で職員からの意見を聴取したり日頃から現状の把握・分析を行ったりして次年度の計画に反映させています。職員へは「園長指示・示達事項」で方針や考えを常に伝えています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の主な内容は「園だより」やメールで丁寧でより詳しく説明をした文書を作成し、保護者等が理解しやすいような工夫をして周知しています。また、行事アンケートや利用者調査で意見や要望等を聞き取り、アンケート集計結果を示して施設の運営について説明し、より理解を得られるように努めています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>サービスの質の向上に向けたPDCAサイクルを描く起点として、職員が保育の振り返りを重視し、複数回のフロー会議の時間を設け、施設全体の保育の質の向上を目指しています。職員は自己評価で、自分自身の振り返りを行い次への課題として取り組んでいます。施設の自己評価は、年度末に行いホームページで公表しています。今年度初めて第三者評価を受審し、今後は定期的を受審する予定をしています。</p>		

		第三者評価結果
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>施設の自己評価の課題は、法人に報告し組織としての評価を受けています。評価結果に基づく改善の取り組みとして、保護者支援や園庭環境の改善が挙げられています。職員は職員会議やフロア一会議で意見やアイデアを出し合い、改善に向けて努力しています。今後は、施設自己評価や保育者の自己評価・第三者評価の結果に基づく改善計画を作成し、課題を明確にして実施することが望まれます。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>経営・管理に関する方針は「園長指示・示達事項」に明記し、職員に周知しています。施設長は自らの役割や責任について「就業規則」「重要事項説明書」「運営規定」等に明示し、職員に伝えています。有事の際の役割や対応は「就業規則」に責任者不在時の権限委任等を含め記載しています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>コンプライアンスの遵守に向けて、児童福祉法・幼保連携型認定こども園教育保育要領に沿った運営に努めると共に、兵庫県認定こども園園長等の研修で理解を深めています。必要に応じて、その都度法令の確認をしながら日常業務を行い、職員に対しては安全に関する事項・感染症予防に関する事項・虐待防止に関する事項等を、職員会議や「園長指示・示達事項」で伝達しています。今後は、環境配慮・建築消防関連・雇用労働関連等の保育関連以外の法令についてもリスト化し法令遵守についてより分かりやすく説明し職員の理解を図ることが期待されます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>施設長は継続的に保育の状況を観察し、子どもの様子や職員の意見等から保育の現状を把握分析しています。保育の質の向上に向けて積極的に取り組めるよう、職員からの提案内容はできるだけ実現できるよう支援しています。また、キャリアアップ研修・赤い鳥保育会褒める保育研修・ヒューマンスキル研修・法人内互見研修・自治体からの各種研修に参加し、職員の成長を見ながら主体性を尊重した人材育成を行っています。</p>		

		第三者評価結果
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>施設長は経営の改善や業務の実効性の向上や人事・財務面について、定期的に法人本部と連携して分析を行っています。人員配置や働きやすい環境整備については、職員面談での聞き取りやリーダー会議での意見交換で把握しています。法人内で職員評価の実施を行い、昇任・昇格に伴い職位が上がる仕組みがあります。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a Ⓑ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>人材確保に向けた具体的な方法として、就職フェアへの参加・養成校との連携・自治体との連携で採用活動を行っています。また、法人独自の人材確保の方法として、職員紹介報奨金制度(友達紹介)や明石市による定着支援金制度を活用して、人材確保に取り組んでいます。職員が様々な研修に参加できるようにしています。今後は、人材や人員体制に関する基本的な考えを文書化し、職員に周知することが望まれます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	Ⓐ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>期待する職員像として「職員の心得マニュアル」に「良き保育者になるために」を示し、明確にしています。人事の基本方針は「就業規則」に定め、事務所内に設置し職員がいつでも閲覧できるようにしています。毎年法人所定の「職員評価」を実施し、その評価を基に職務に関する成果や貢献度を評価して仕事への意欲に繋がるように努めています。職員の意向を反映した取り組みとして、給与については高水準を維持し、家庭の事情や個人的な事情を考慮した施設間異動を可能としています。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>労務管理は施設長が担い、毎月の給与計算時において職員の就業状況を、労務管理システム及び書面にて確認しています。職員のメンタルケアとして、ストレスチェック(システムを利用)を毎月行い、心身の健康と安全を確保しています。施設長との職員面談は、年2回～3回行われ必要に応じて随時対応しています。職員が働きやすい環境として、残業や仕事の持ち帰りの軽減や高い有給休暇の取得率が挙げられます。また、健康診断(がん検診含む)・予防接種の全額負担や育児短時間制度、子のための看護休暇等、ワークライフバランスに配慮した多くの福利厚生制度があります。</p>		

		第三者評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	(a) b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>施設長は、職員の勤務状況に応じてコミュニケーションを取り一人ひとりに適宜、機会指導を行っています。職員の目標は、フロア単位で「フロア目標シート」に設定しており、毎月の「関わり方アンケート」や「振り返りシート」で目標設定をしています。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	(a) b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>期待する職員像は「職員の心得マニュアル」に「よき保育者になるために」に示し、常に職員が意識するように周知しています。実施された研修は、キャリアアップ研修・赤い鳥保育会褒める保育研修・ヒューマンスキル研修・法人内互見研修・自治体からの各種研修等があり、職員は年間4回～5回程度の受講をしています。研修後は報告書に記録し、全職員に内容を周知できるように回覧を行っています。また、職員は「振り返りシート」に、今後受講したい研修希望を記載できる仕組みがあります。今後は、キャリアアップ研修の受講を基に、年間の研修計画を立てることが期待されます。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	(a) b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>職員の個別スキルについて、専門資格の取得・経験・キャリアアップ研修の修了状況等は、人事システムで一括管理し把握しています。リーダー候補者には、ヒューマンスキル研修を実施し、職務や必要とする知識・技術の習得ができる仕組みがあります。職員が教育・研修の場に参加できるように、保育のフォローやシフト調整を行い、研修参加費は法人が全額負担しています。今後は、新任職員の育成としてバディ制度を活用し、積極的に行われることが期待されます。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	(a) b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>実習生等を受け入れる際は「実習生・ボランティア受け入れマニュアル」に沿って、対応しています。実習期間中は、養成校に実習状況の報告を行ったり、担当者の施設訪問を受け入れ情報共有を行ったり、連携を図っています。実習生が、将来的に保育者としての楽しさや厳しさを感じられるような指導を行い、実習生自ら課題を見つけて取り組めるように援助しています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	(a) b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保育理念や保育方針・保育の内容・施設の概要・決算書類等・施設の自己評価・苦情要望報告等がホームページで適切に公開しています。今年度初めて第三者評価を受審し、結果はホームページで公開する予定です。苦情要望の体制については、第三者委員を設置して整備しています。また「入園のしおり」や「重要事項説明書」にも明記され、保護者に周知しています。明石市役所や施設見学の子育て家庭には、コンセプトブック配布し地域に対して施設の存在意義や役割を伝えています。今後は、より積極的に地域に向けた情報公開が行われることを期待します。</p>		

		第三者評価結果
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>事務・経理・取引等に関するルールは「経理規定」に明記し、職員が閲覧できるように事務所内に設置しています。会計監査法人による定期的なチェックや、統括園長・本部職員による定期的なチェックで内部監査を実施しています。また、監査法人による外部監査を受け、1年ごとの自治体監査があり指摘や助言に対する改善に努めています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>子育てに役立つ情報として“すくすくひょうごっ子・ほんだいですき!・自治体からの案内”を施設の玄関掲示板やICTシステムで保護者に情報発信しています。今後は、子どもと地域との交流を広げる為の取組を積極的に行い、職員は地域貢献事業としてボランティア活動に出向する等の支援をすることが望まれます。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>ボランティアの受け入れについては「実習生・ボランティア受け入れマニュアル」に沿って、対応しています。高校生の職場体験の受け入れを行い、学校教育への協力を行っています。また、ボランティアに対しては「ボランティアの皆様へ」を使用し、オリエンテーションで必要な研修を行い、子どもとの交流を図る工夫をしています。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>施設として必要な関係機関は一覧表にまとめています。職員には事業計画で周知し、事例が発生した時には、会議等で情報共有をしています。魚住区中学校地区人権教育研究協議会が行われ、情報交換の場とし本園の存在を知ってもらう機会となっています。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもの対応については、明石こどもセンター、明石市立発達支援センター等と連携をとる仕組みがあります。今後は、関係機関との連絡会等で議題となった地域課題の収集に努められることが望まれます。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>地域との連携や施設がもつ機能を地域へ還元する取り組みとして、園庭開放や育児相談を実施していますが、実施回数や周知方法について検討しています。地域関係者との定期的な情報交換をし、福祉ニーズや生活課題等の把握に努めることが望まれます。</p>		

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ b ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>地域コミュニティとの連携として、園児が近隣のお店に買い物に行ったり、近隣の農園の方との繋がりや園児が野菜の収穫体験をさせてもらったり、清水神社秋祭の天狗と触れ合う経験をさせてもらう等行っています。今後は地域社会における福祉向上に、積極的な役割を果たす為に、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題等に基づいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行うことが望まれます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>園が大切にしている考え方『すべての子どもの最善の利益のために・子どもの主体性を尊重する・異年齢の関りを大切に・営める保育』を基に職員は子どもを尊重し、否定をしない保育実践を行っています。職員は常に子どものやりたい気持ちを受け入れて見守るようにし、時には気持ちを受け止め代弁する場面もあります。2歳以上児では異年齢保育を行っており、自然に互いを思いやる気持ちが育つような環境の中で、保育が進められています。職員は子どもや保護者等の尊重について職員会議や機会教育で「不適切保育防止ガイドライン」を基に学び、月1回「子どもの関わり方チェック」を活用し、理解度を職員面談時に確認しています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービスが行われている。	a・ b ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>プライバシーの保護については「職員の心得マニュアル」に明示し、職員は保育実践に生かしています。プライバシーに配慮した取り組みの具体例として、扉付きの個別トイレの設置や男女別の身体測定や子どもの前で家庭の話をしていない等配慮しています。また衣服着用の水遊びや沐浴時には外部からの視線を遮るように目隠しを行う等が挙げられます。着替え時のオムツ替えの場所について配慮されることや、保育実践で具体的なプライバシーに配慮している内容を保護者へ周知することが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>施設の情報は、明石市ホームページ・法人ホームページで紹介しています。「コンセプトブック」には法人の子育てコンセプトが詳しく記載され、「パンフレット」には、保育内容の案内が多くの写真を使用して分かりやすく伝えています。「入園のしおり」には、施設の概要・教育・保育について・食事について・施設のルール・利用料その他費用等・延長保育預かり保育利用について・病気と薬について、が記載され質問が多い項目として別に記載もしています。利用希望者には、個別対応で施設長・副施設長が対応し、施設案内・動画での説明・質問受け付け等、丁寧に説明しています。</p>		

		第三者評価結果
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	Ⓐ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>利用が決まった方には「入園のしおり」「重要事項説明書」「個人情報の取り扱い」の他、個人のアセスメントに係る11種の書類を事前に郵送しています。書類には、カラー写真や文字の大きさを工夫し個人面談時に丁寧に説明をして、質問や相談ができる機会を設けています。教育保育の提供を開始するにあたっての重要事項について、保護者等から「同意書」の提出があります。配慮が必要な保護者には、カードを使用したり説明用冊子の活用をしたりして、個別対応する予定をしています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・Ⓑ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>転園の際には「児童票」、卒園の際には「幼保連携型認定こども園 園児指導要録」を作成し、就学先・転園先へ送付しています。転園・卒園した子どもや保護者等が相談できる窓口として、施設長はじめ全職員が受付担当できるようにしています。今後、保護者には転園・卒園後も園に相談窓口があることを文書で知らせることが望まれます。職員には、転園・卒園時の対応手順を記載した文書を作成し、周知することが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>子どもの満足は、保育を通して子どもの表情や言動から把握し、職員間で子どもの様子を伝え共有しています。保護者のニーズは、利用者調査(年1回)や行事アンケートで把握し、アンケートの集計結果をメールや掲示で知らせています。また、保育参加で直接保護者から意見や要望等、聞く機会を設けています。直近で取り組んだ改善例として、職員名札の着用・生体の飼育・給食に関する子どもからのリクエスト等の検討が挙げられます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	Ⓐ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>要望・苦情があった際には、主幹保育教諭が受付し、施設長が解決にあたっています。要望・苦情の仕組みを伝える方法として、受付担当者・解決責任者・第三者委員について「入園のしおり」「重要事項説明書」に明記しています。また、意見箱は玄関ホールに設置し利用者調査等を行い、常に要望や苦情を申し出やすいようにしています。要望・苦情・解決の仕組みは「意見要望の解決のためのしくみ」「利用者苦情の相談解決実施要項」に明示し、個人面談にて対応して記録に残しています。要望・苦情のあった保護者等に対して、直接回答している他、個人が特定されない表現でホームページへの記載やメール配信等で公表しています。改善された保育の具体例として、アレルギー対応の改善が挙げられます。</p>		

		第三者評価結果
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	○a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保護者から意見や相談を受けた際には、全職員が状況に応じて相談を受ける体制が整っています。相談や意見を受ける仕組みについては、入園説明会時や園掲示板で保護者に分かりやすいよう知らせ、相談室や子育て支援室を使用して、プライバシーが守られるよう環境を整えています。保護者がより気軽に相談できるよう、相談があった際には保護者の相談内容に傾聴し、思いを受け止めるよう配慮しています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	○a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>職員は、送迎時に個別の対応をしたり、保育参加等のイベント時には積極的に声掛けをしたり、保護者が話しやすい雰囲気を大切にしています。キャリアアップ研修では保護者支援を学んでいます。意見を聞く機会として個人懇談会等で把握するようにしています。相談や意見があった際には、即日回答を行うようにし、内容により3日以内に初動対応を行っています。「利用者苦情の相談解決実施要綱」の見直しは年1回行い、全職員に周知するよう体制を整えています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	○a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>リスクマネジメントに関するマニュアルとして「事故・危機管理マニュアル」を整備しています。法人内姉妹園で発生した“安全に関する事例”の収集や回覧は「安全レポート」で行い、特に教育指導が必要と思われる事例については、施設長が分析結果を職員会議や「園長指示・示達事項」で職員に情報発信しています。「ひやりはっと綴り」でヒヤリハットの事例や事故報告・けが報告等の事例を記録し、事故の予防に努めています。施設で発生した事象については、原因を分析し改善に向けて徹底した検討をする事としています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	○a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>感染症対策責任者は施設長が担い「感染症対応マニュアル」を整備しています。看護師は、感染症対策の内容を職員に機会指導をし「保健年間計画」に基づいて感染症対策を知らせ、感染拡大防止に努めています。感染症が発生した際は、地域の感染症情報の入手と共に、保護者へ注意喚起をしています。また、職員は徹底した嘔吐処理・温度湿度管理・換気等で、保育室内の清掃・消毒を行っています。マニュアル等の検証・見直しは年に1度行い、感染症が発生した際にはICTシステムやメールでの一斉送信を行い、保護者に素早い情報提供を行っています。</p>		

		第三者評価結果
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に 行っている。	a・ b ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>災害時の対応体制については「防災計画」に明示し、サービスの継続及び復旧を円滑に進める為に「事業継続計画」を整備しています。災害発生時において、子どもの安否確認はICTシステムを利用すると共に、職員や保護者の安否はICTシステム・LINE・電話で確認しています。防災訓練では、明石市消防署による避難訓練を実施しています。避難訓練では、近隣の小学校へ避難する等、防災教育を実施しています。今後は、食料や備蓄品等を含めた「備蓄リスト」を作成し、園児数に対応した量を整備することが望まれます。</p>		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその 対応方法については、全職員にも周知している。	a・ b ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>食中毒の発生時における対応は「食中毒対応マニュアル」に明示し、発生時には迅速に対応できるようにしています。マニュアルの見直しについては、年に1回検討・見直しを行っています。今後は、食中毒に関する研修等に、看護師・厨房職員だけでなく保育教諭も積極的に参加し、食中毒防止に努めることが望まれます。</p>		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職 員に周知している。	a・ b ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>不審者侵入時における対応は「不審者対応マニュアル」に明示しています。マニュアルには、不審者対策チェックリスト・不審者侵入時対応フローチャート等、詳細な内容を記載し、不審者侵入時の職員共有の合図を定めています。マニュアルの見直しは、年1回定期的に行われています。今後は警察等と連携をし、不審者侵入対応訓練や研修を行うことが望まれます。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供され ている。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>標準的な保育の実施方法は「職員の心得マニュアル」に子どもの尊重・プライバシーの保護や権利擁護について明示しています。その他、保育マニュアルや保育実践に関する手順・マニュアルについては、適切に整備しています。職員に周知する方法は、職員会議・フロアー会議・回覧等で行い管理職による定期的な巡回及び聞き取りにより、保育の実施方法について職員の理解度を確認しています。画一的な保育実践とならないよう「個別指導計画」で計画し、また子どもがやりたい遊びを選んで主体性を尊重した保育が行われています。</p>		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立してい る。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>標準的な実施方法の検証・見直しについては、フロアー会議・職員会議で話し合いを行い改善しています。最近では“園庭での遊び方”“年齢毎の環境設定と異年齢の関わり方”について、見直した事例が挙げられます。保護者・職員からの意向については、日頃からの意見やフロアー会議・職員会議等で検討する仕組みがあります。</p>		

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別支援計画を適切に作成している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>指導計画の責任者は、施設長が担っています。アセスメントの作成については、手法が文書化されています。保護者に記入してもらった書類から定期的に個人面談等を実施し、子どもの発達経過を記録して評価する仕組みがあります。指導計画は、クラス担任が「全体的な計画」「年間計画」に基づいて、「月案・週案」及び0・1・2歳児は「個別指導計画」を作成しています。計画の作成には、保育教諭の他に看護師・栄養士・調理員が参画し立案しています。また、保護者との共通認識をもって計画を作成しています。計画の実施状況については、日々の記録・月案での振り返りを行い、職員の共通認識を計画に反映しています。</p>		
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>指導計画の見直しは、年に5回、月に1回、週に1回行い、施設長が確認しています。指導計画の評価・反省にあたっては、指導計画振り返り欄に記録しています。課題には、猛暑の中で運動遊び等をどのように取り組んでいくかを挙げられ、PDCAサイクルを基に次の実践に繋がるよう職員で検討しています。今後は、指導計画を緊急に変更する際の仕組みが望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>一人ひとりの子どもの状況は「児童票」「幼保連携型認定こども園指導要録」「保育日誌」で6年間の育ちが確認できるように適切に記録しています。個別計画は、0～2歳児について作成し、個人面談等で子どもの発達や成長を保護者と共に確認しています。また「個別記録」に記録し、発達・成長の目安を保護者へ伝えていきます。職員間での日々の情報共有は「共通理解ノート」「フロア会議録」・月1回の全体会議で確認し合っています。今後は、記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように職員への作成指導等の工夫が望まれます。</p>		
47	Ⅲ-2-(3)-②子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>「個人情報管理規定」により、子どもの記録・保管・保存・破棄・情報の提供に関する規定を定めています。記録の管理責任者は施設長とし、職員には機会指導を行っています。個人情報の取扱いについて、保護者には入園が決まった際に「個人情報の取扱いについて」の書類を送付すると共に、入園説明会で説明しています。職員は日頃から個人情報保護について理解し、データ持ち出しの禁止等遵守し、個人情報保護の観点から詳細に取り扱いについて注意喚起しています。</p>		

評価対象 A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ b ・c
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a ・b・c
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a ・b・c
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a ・b・c
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a ・b・c
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a ・b・c
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a ・b・c
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a ・b・c
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a ・b・c
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a ・b・c
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・ b ・c

特記事項

『すべての子どもの最善の利益のために・子どもの主体性を尊重する・異年齢の関りを大切に・誉める保育』の保育実践に向けて、職員は互見研修や外部研修等年間を通して学び合い、自らの保育の振り返りで子ども理解がより深まるよう努めています。

2歳児以上児の異年齢保育を行い、仕切りがない保育室の環境で保育が行われています。各遊び場に担当保育者が“やってみたいと思う遊び”を自由に選択して遊べるよう見守りながら、援助が必要になった場合には、寄り添って子どもの思いを尊重した対応をしています。保育者は、子ども達の手本となるよう所作（声の大きさ・歩き方など）に気を配り、子どもの遊びの妨げとならないようにしています。また、ゆったりとした雰囲気に対応できるようにし、子どもが進んで取り組める動機作りを大切にしています。子ども達がやりたい遊びを室内・園庭で友達と一緒に生き生きと園生活を過ごせるよう職員は、個々の子どもの状況や発達に応じた環境を整えています。

●幼保連携型認定こども園に移行して「全体的な計画」の策定を行い、0歳児は、3つの視点・1～5歳児は5領域を各年齢の発達段階に応じて作成しています。今後は、作成にあたって全職員の参画が望まれます。

- 保育室は子どもの動線を考え、自ら遊びを選ぶことができ、ロッカーや教具棚等は子どもの目線に応じた配置にし、明るく広々とした環境となっています。施設内は、清掃が行き届き清潔で心地よい環境の中で園生活が送れるようになっています。
 - ・室内・園庭を子どもが選んで行動できる保育を推奨しているため、発達に即した教具の提供や生活において、特に安全面に配慮した保育が展開されることを期待します。
 - ・子どもの椅子や机は、高さが異なる物を用意しています。4, 5歳の椅子には足置付きの椅子を使用し、バランスよく座りやすくなっています。0歳児の椅子については、月齢によって起きる転倒等の予防が望まれます。
- 子どもを受容する保育として、“誉める保育”を実践し一人ひとりを認め、愛着関係を築き自己肯定感を育んでいけるようにしています。
 - ・0, 1歳児クラスは、子どもが欲求を満たしてくれる保育者を見つけられるよう、複数名の保育者で行うチーム保育を行い、一人ひとりが安心して過ごせるようにしています。イヤイヤ期の子どもの対応は、思いを聞いたり、関わる保育者を変えて気持ちが切り替わるようにしたりして対応しています。
 - ・2歳以上児クラスは、多くの種類の教具（色別のブロック、積み木、パズル、紐通し、子ども将棋、磁石ブロック、ボタン付け、ままごと、英語・数字のカード、制作・絵画コーナー、絵本コーナー）が保育室一面に配置し、自分で選んで遊ぶ環境が整えられています。作った作品は大切に飾る場所を確保したり、個人のファイルに綴じられるようにしたりしています。異年齢合同保育を実施する上で、各年齢の発達に応じた年間・月間・週案を作成し、その中で年齢毎の「お集り」で子どもの意見を聞いて、保育を展開しています。
- 基本的な生活習慣は、写真入り表示や掲示物で知らせ、1日の生活の流れを繰り返し行うことで身に付けられるようにしています。食事や睡眠については、子ども一人ひとりのタイミングを大切にしています。子どもが困った時には、どのように行動に移すかを見守り個々の発達に応じて対応を行っています。1歳児から自分で持ち物の整理整頓が出来るようにしています。
- 子どもが主体的な活動ができる環境として“やってみたいと思う遊び”を自由に選ぶ保育を行っています。その中で、子どもが食べたいタイミングで食事をとれるようになっています。一日の生活が、子ども中心で行われスムーズな流れになるよう計画されています。自分でお茶を汲んだり、お盆で食事を運んだり、好きな場所で好きな友だち、保育者と食べるようにしています。子どものやりたい気持ちを大切に、尊重する保育を行っています。
- 各フロアはバリアフリーで、エレベーターを完備しています。階段は段差を緩やかにし、2段階の高さの手すりを設置しています。加配職員は付けず全職員で発達の共有をし、個別対応とインクルーシブル保育を行っています。子どもが一人になりたい空間として、絵本コーナーを作り集団に入りたくなく時には、心落ち着かせる空間として配置しています。一人遊びでは保育者が適宜関わり、子ども同士の関わりの中で、思いやりを育みながら共に成長できる環境づくりに配慮しています。保護者には、障がい児保育の取り組みを伝える機会を持つことが望まれます。
- 小学校との連携では地域の小学校訪問し参加しその後、園では小学校ごっこへと遊びを発展しています。就学までに育てて欲しい10の姿を意識し、小学校への接続・保育の継続等、施設の保育の中で就学を意識した保育内容や、子どもが就学への見通しが立てられる保育の工夫が望まれます。

A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	○ a・b・c
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	○ a・b・c
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	○ a・b・c

特記事項

健康管理

- 「健康・怪我管理マニュアル」を基に保健計画を作成し子どもの健康状態を把握して「保健日誌」「生活表」「内科外科ノート」に記録しています。発熱等で子どもの健康状態を保護者に連絡する場合には、嘔吐・下痢が2回以上、発熱は38.0度を基準に保護者に連絡しています。状態を口頭や電話で連絡し、翌日の受け入れ時に保護者から状況を聞き取っています。
- 保護者には「入園のしおり」や「保健だより」で子どもの健康に関する方針や取り組みを伝えています。
- 午睡時の健康状態のチェックは、0歳～1歳時は5分ごとに、2歳児は10分ごとに呼吸・体温・態勢・異常の有無等確認し、SIDSチェック表に記入し記録者サインをしています。職員はSIDSに関する市民救命士講習やSIDS発症時対応訓練で学び、緊急事態発生時に備えています。
- 健康診断は年2回の内科健診、年1回の歯科健診を実施し、「健康の記録」に結果や成長の経過を記録しています。健診結果は保護者に「健康診断票」で伝え受診の推奨を行い、完治証明の提出をしてもらっています。
- アレルギー疾患のある子どもには「明石市食物アレルギー対応マニュアル」を基に、施設独自の「アレルギー・乳頭不耐症対応マニュアル」で、アレルギー除去代替食の手順等が明記されています。アレルギーや慢性疾患の子どもが発症した場合、保護者に電話連絡や患部の写真を添付したメールで状態を知らせる等、連絡を密にしています。
- アレルギー会議では、保護者と担任と看護師で状況の共有をし、アレルギー用献立表に保護者が押印して確認を行っています。
- その日のアレルギー食の有無が分かるように各フロア保育室には、大きく掲示し予防に努めています。誤食や配膳の間違いを防ぐ為、机やトレーを別にして食事の場所を決め、提供時にはダブルチェックを行い、職員が付き添って食事をしています。

A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	○a・b・c
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	○a・b・c

特記事項

<p>食事</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食育計画の作成責任者は、栄養士が担当し未満児は“旬の食材に触れ、食に興味をもつ・五感を使う・手指の発達を促す”とし、以上児は“食材の見た目や味の変化を楽しむ・調理器具や調理工程を知ることで、調理の面白さや大切さを知る・栽培活動を通して職を大切にする気持ちを養う”としています。 ●乳児クラスは、一口の量が調整できる小さめのスプーン、食材の切り方に工夫がされ、過度な汚れやおこぼしに繋がらないような工夫がされています。エプロンの使用は特に行わず、衣服が汚れたら、着替えるようにしています。 ●幼児クラスでは、遊びの場と食事場所を分け、少人数で食事を楽しめるようテーブルを配置しています。 ●好き嫌いを無くすための取組みとして、協力農園でできた野菜の収穫体験等を通して、食への関心を持つ機会を作っています。クッキングでは、年齢に応じた調理体験を行い、年間を通じた食育活動が計画されています。 ●給食会議には、施設長・副施設長・給食責任者・栄養士・委託業者責任者が参加し、献立等の見直しや改善に向けた話し合いが行われています。 ●季節感のある献立や行事食・世界の料理を取り入れた豊富な献立となっています。また、日々「検食簿」「給食日誌」にて子どもの喫食状況を把握しています。 ●子どもたちは自分のタイミングで食事をとることができるので、その際に厨房職員は、巡回で子ども達の食事の様子を見たり話しを聞いたりして、喫食状況を確認しています。 ●「大量調理施設衛生管理マニュアル」を基に、食品衛生管理の体制が整っています。 ●玄関掲示板に給食検食サンプルケースが設置され、離乳食やアレルギー児の献立等詳細に掲示されています。 ●給食室に検食担当者・時間の記載があり、クラスの給食配膳の際に、職員が確認できるようになっています。
--

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	○a・b・c
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	○a・b・c
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	○a・b・c

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ●連絡帳、玄関掲示の保育の様子スライドショー、写真アプリの動画配信で保育内容を伝えていきます。実際の保育の様子は、もりんピック・夏まつり・保育講座・保育参加・フェスティバルで保護者に伝えています。月に1度、公開日が実施されおり、保護者が自由に保育を見る機会を持っています。 ●要支援の子どもについては、明石市子ども局明石こどもセンターと連携し、職員は月1回の職員会議で情報共有し家庭との連絡を密にしています。 ●「園長指示・示達項目」で、メディアで取り上げられた虐待に関係するニュースなど周知し、職員が意識を高く持てるようにしています。
--

A-3 保育の質の向上

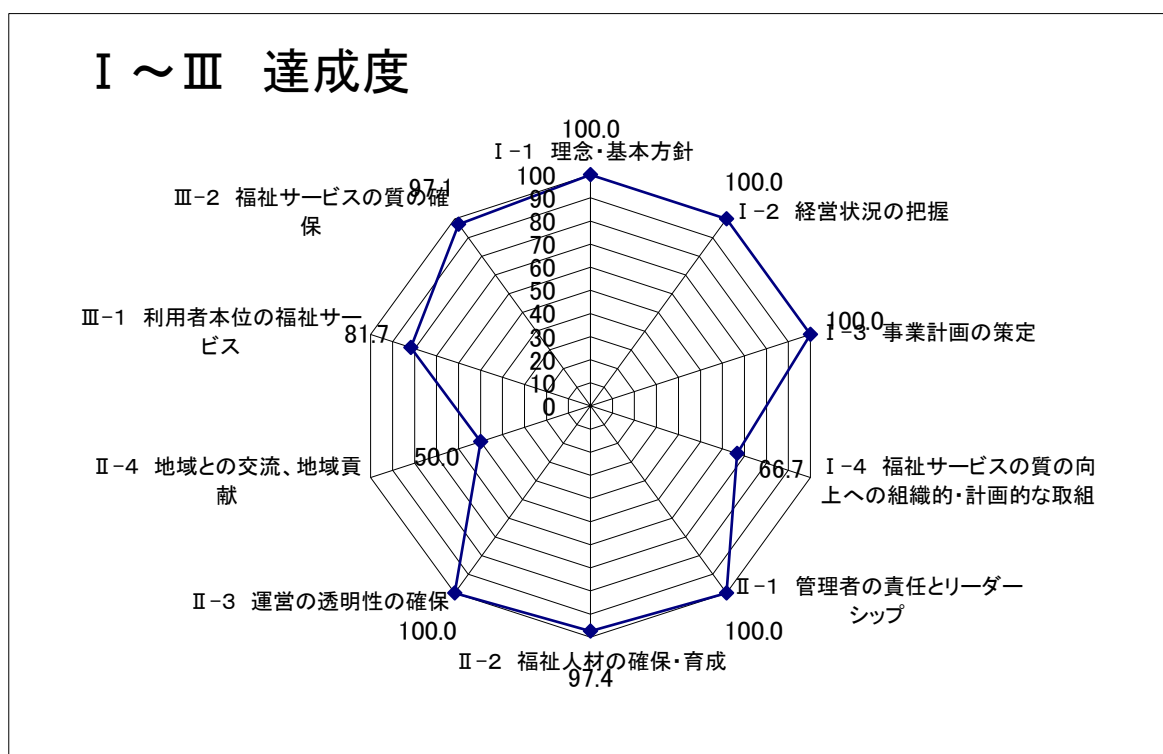
		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	○a・b・c

特記事項

<p>保育者の自己評価は「関わり方アンケート」を毎月実施、フロアー会議、職員会議等で保育実践の振り返りを行っています。施設長は、アンケートの集計を分析し状況をみて月末に職員へ指導しています。職員の自己評価は、フロアーごとの月間目標や「振り返りシート」に記載されていますが今後は、個人別の「振り返りシート」を活用し、保育の課題を明確にして「施設の自己評価」に繋げることが期待されます。</p>

I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	7	7	100.0
I-2 経営状況の把握	8	8	100.0
I-3 事業計画の策定	17	17	100.0
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	9	6	66.7
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	17	17	100.0
II-2 福祉人材の確保・育成	38	37	97.4
II-3 運営の透明性の確保	9	9	100.0
II-4 地域との交流、地域貢献	24	12	50.0
III-1 利用者本位の福祉サービス	71	58	81.7
III-2 福祉サービスの質の確保	34	33	97.1
合計	234	204	87.2



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 保育課程の編成	5	4	80.0
1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	64	62	96.9
1-(3) 健康管理	17	17	100.0
1-(4) 食事	15	15	100.0
2-(1) 家庭との緊密な関係	4	4	100.0
2-(2) 保護者等の支援	13	13	100.0
3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	6	6	100.0
合計	124	121	97.6

総合計(I~III+A)	358	325	90.8
--------------	-----	-----	------

